

茨城社会福祉協議会職員連絡協議会支部の設置に関する規程

第1条 この規程は、本会会則第13条に基づき、支部の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 支部の区域は、別表のとおりとする。

第3条 支部は、その区域内の正会員及び準会員で構成する。

第4条 支部に、役員として支部運営委員をおく。

2 支部運営委員は、各社会福祉協議会（以下「社協」という。）から、経験年数概ね5年以上の正会員1名以上を選出する。

3 支部運営委員は、各社協における職連協担当職員として社協内の意見をまとめ、支部の運営及び本部との連絡調整にあたる。

第5条 支部を代表する支部運営委員1名を支部長とし、支部長は本会会則第4条第1号の理事を兼ねるものとする。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、各支部において定める。

附 則

1 この規程は、平成12年2月9日から施行する。

2 茨城社会福祉協議会職員連絡協議会支部規程（昭和53年6月8日施行）は、これを廃止する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 笠間市、友部町、岩間町社協が合併した場合は、新たな社協は中央支部に所属するものとし、これら社協名を合併した期日をもって、新たな社協名に改めることとする。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月7日から施行する。

[別表]

支部名	該当縣市町村社協名
県北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町
那珂	ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村
中央	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、県社協
鹿行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市
県西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
稲北	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町